

## 上田市室内プールにおける燃料費運用基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、上田市室内プールの指定管理者に関する基本協定書及び上田市室内プールの指定管理者に関する年度協定書（以下「年度協定」という。）に基づき、上田市室内プールにおける燃料費の運用について、必要な事項を定めるものである。

### (定義)

第2条 この基準における「燃料油」とは、上田市室内プールの管理運営業務における指定管理料のうち燃料費の対象項目として積算する重油、灯油とする。

### (燃料費の算定)

第3条 乙は、年度協定期間中の燃料費について次の書類に整え、甲の指定する期日までに報告しなければならない。

- ① 燃料費計算書（様式1）
- ② 実際の購入量、価格及び購入先等を証明する書類

2 甲は、乙の報告に基づき、燃料費の執行状況、使用見込量等について精査し、原油価格の変動等による燃料費の過不足が生じないように必要に応じて精算しなければならない。

3 精算の要否や精算金額等については、甲乙両者の協議により決定するものとする。

### (燃料費の精算)

第4条 前条に基づく燃料費の精算は、燃料油残量分を差し引いて行うものとする。

2 前項の燃料油残量の測定は、年度協定期間最終日の午後5時に甲乙両者立会いにより実施するものとする。

3 第1項の燃料油購入実績額のうち、次のものについては対象から除くものとする。

- (1) 指定管理者の故意又は過失による増額分
- (2) 指定管理者の負担で行うべき自主事業による増額分
- (3) その他指定管理者側の負担とすべき増額分

4 燃料単価の変動については、当該年度の平均購入単価が、年度協定締結時の積算単価と比べ、10%を超える増減があった場合、10%を超える部分を精算の対象とする。

5 精算時の燃料使用量は、平成27年～29年度までの3カ年平均使用量を用いることとする。

### (その他)

第5条 この運用基準に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、市と指定管理者で協議して定める。

